

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

森林放牧と牛の屠殺をめぐる文化の政治： 現代ブータンの国立公園における環境政策と牧畜民

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮本, 万里 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/5235

森林放牧と牛の屠殺をめぐる 文化の政治

—現代ブータンの国立公園における環境政策と牧畜民—

宮本万里

1 はじめに

ブータン王国はヒマラヤ山脈の南斜面に位置する地形的特徴により、北部高山地帯から南部丘陵地帯にかけての高度差および国土に縦横に切り裂く複雑な河川システムによって多様な生態環境が作り出されており、豊かな動植物相に恵まれている¹。そのなかには絶滅危惧種に指定される動植物の生息地がいくつも存在することから、ブータンを包摂する地域一帯は現在までに世界の生物多様性ホットスポット²の一つに指定されている。このような生態環境のもと、ブータン政府自身が、「途上国は一般に経済や社会福祉に優先順位をおくものであるが、ブータンは賢明な国王の下、持続不可能な資源利用によって確保される開発アプローチからは距離を置いてきた」[NCD 2003]と語るように、特に90年代以降環境保護を国是とし、森林面積の6割維持を徹底して自然保護区の規模を国土の約3割まで拡大するなど、過剰な開発を自己規制するとの政策方針と同時平行的に様々な環境政策を積極的に実施してきた。

そうした環境保護への取り組みは、国連や欧米諸国の援助機関からの技術や資金援助を通じて支援されると共に、国連開発計画の「地球大賞」³（2005年）や世界自然保護基金の「ポール・ゲッティ野生生物保護賞」⁴（2006年）等、多く環境関連賞の受賞をととして評価されてきた。また、

執筆者紹介

みやもと まり ●日本学術振興会特別研究員 PD 地域研究、政治人類学

- ・ 2004、「現代ブータンにおける森林政策の変遷と環境保全体制の成立」、『アジア・アフリカ地域研究』、4-1、86-110頁。
- ・ 2007、「現代ブータンにおけるネイション形成—文化・環境政策からみた自画像のポリテクス—」、『人文学報』、94、77-100頁。

miyamoto@kpe.biglobe.ne.jp

日本をはじめ先進諸国の研究者や知識人の間でも、ブータンを生来の環境保護国とし、その国民を「自然を守り育てる文化を身に着けた人々」として描き出すブータン政府の自己表象は広く共有されており、環境保護を普遍的な価値とみなすグローバルな潮流のなかでいわば無批判に称揚されてきたといつてよい⁵。しかし、そうした環境主義国としての自己表象は、市民運動やNGO等による開発批判として出てきた「下からの環境主義」とは大きく異なるものだ。ブータンの環境主義は、欧米や他の開発途上諸国における環境主義の背景にあるように、生活環境破壊や公害などを経験した人々の苦しみの中から生れたものではなく、政府や王室によって導かれたいわば「上からの」それである。

政府による「上からの環境主義」での語りにおいては、ブータンの人々は本質的に自然を守り育てる生活文化を持ち、それは全ての生き物への憐れみと尊重に代表される大乘仏教の文化伝統と自然観によって担保されているとする⁶。開発活動の拡大に伴い国内における外国人労働者や移民の人口規模が増大するなか、特に1980年代以来、国内では「ブータン人」の属性を定義し、他者との境界を明確化しようと様々な文化保護政策が実行されていた。政府はゾンカ（語）の国語化や国史の形成および民族衣装の国民服化をとおして「ブータン人」の属性定義を試みると同時に、大乘仏教のドゥルック派を基盤とした文化伝統を「国民文化」として再構築し、敬虔な仏教徒であることを「ブータン人」の内面的な属性として定義してきた⁷。その上で、90年代に入ると、グローバルな環境保護の潮流と並行して国内での環境政策を強化し、国土の7割以上を森林として保存してきた現状を「証拠」として、ブータン人を「自然環境にやさしい」独自の文化・慣習を有する人々として描き出してきたのである。

こうしてブータン政府が自国の環境主義と森を守る文化の「古さ」と「内発性」を強調し、それらを「国民文化」として表象する一方、実際の環境保護の枠組みはグローバルな環境言説や技術など「外発的」な要因に大きく規定されてきた。一つには、ブータン政府の環境思想や政策がアルネ・ネスなどに代表される欧米の環境主義思想や地球環境サミットの決議等に大きく影響を受けた点であり〔宮本 2004: 96〕、もう一つの側面としては、環境破壊や森林減少に関わる様々な原因論（焼畑・移動牧畜・人口増加など）に基づいた環境保護のための理念と技術、そして野生動物保護や生物多様性の保存といった目的のために設立された自然保護区や国立公園の管

理方法について、グローバルな枠組みを引き継いでいる点である。

ブータン政府が主張する自然環境保護には、仏教伝統に基づく自然保護思想と実践の保存という意味合いが内包されている一方、実際の環境保護政策が集中的に実施されることになる国立公園などの自然保護区では、環境保護は人々による自然資源利用の方法を科学的に管理することを意味している。そして、対象地域に暮らす人々にとって自然環境保護とは、自分たちの伝統的な生活慣習を脅かすものとして、時には生活を向上させるものとして、あるいは信仰を妨げるものとして、様々な意味合いで捉えられている。政府や援助機関が想定する「環境にやさしいブータン人」像は、国民にそのまま受け入れられているわけではない。様々な具体的な政策をとって入り込む「環境保護」や「環境にやさしい」生活様式のモデルは、人々によって自らの生活をよりよいものへとずらし、読み替えられることで引き受けられているのだ。本研究では、こうした「環境保護」や「環境にやさしい生活」をめぐる立ち起こる価値の交渉過程と読み替えをめぐる文化の政治を、自然国立公園内に位置する一つの牧畜村の事例をもとにして、「放牧」と「牛の屠殺」をキーワードに考察していきたい。

2 ブータンの環境政策における「放牧地」と「放牧」の位置づけ

本稿において牧畜村の事例を考察するにあたり、ここではまず、ブータン政府の自然資源管理と環境政策における放牧地と放牧の扱いを時系列的に整理したい。山岳地域の標高差を利用した移動放牧は、ブータンの牧畜民にとっては最も身近な牧畜形態の一つである。しかしながら、こうした移動放牧は森林資源への依存度が高く広範囲に放牧地を必要とするため、近年特に環境保護の観点から環境負荷の高い慣習として認識されている。

移動放牧を行うブータンの牧畜民の多くにとって、国土のほぼ全ての土地は放牧地として利用可能だと考えられている。私有か国有かに関わらず全ての森林地帯は放牧地や家畜の移動ルートを含み、耕作地でも収穫後は刈跡放牧が行われ、焼畑耕作地の場合は休閑期間を放牧地として活用するなど、ブータンの国土で家畜の痕跡のない土地を探す方が困難だといえる。しかしながら、政府が土地所有制度の再構築と自然資源管理の近代化を試みるなかで「森林」は国有化され、それに伴い森林内の放牧地は徐々に厳しい管理の下に置かれていった。以下では、政府による「森林」の定義の

変遷を整理しつつ、放牧地と放牧の習慣とがいかに関係づけられてきたのかを考察する。

1969年の森林法 (The Bhutan Forest Act 1969) 以来、ブータンでは全ての森林地帯が「保護林」⁸として国有化されてきた。その「森林 (Forest)」は69年法では「誰も使用および占拠に関して永久的で相続可能で譲渡可能な権利を獲得していない、森林に覆われたあらゆる土地」[MOT 1969: 4-e]として定義されている。この政策により、牧畜民が慣習的に利用してきた森林地帯に位置する放牧地の多くが国有林に包摂され、政府の管理を受けることとなった。他方、正規に登録された放牧地を持つ者は、土地税を支払うことで従来通りの放牧の権利を保障された。

しかし、1974年に策定された国家森林政策 (National Forest Policy of Bhutan 1974) では、政府が「森林地帯において個人に広大な土地に対する永久的な放牧権を与え」ている状況が、土壌と植生の保全という観点からみて相応しくないとの考えが提出される [MOA 1974: 1-3]。これは、正規に登録された保護林の外の放牧地においても、その規模や生態環境に依じて放牧権を剥奪する必要性を示唆するものであった。

そうしたなか、1995年には「森林および自然保護法 (Forest and Nature Conservation Act of Bhutan 1995)」が森林局より公布され、新たな「森林」定義が提出された。95年法において「森林」は「誰も永久的で譲渡可能な利用権および占有権を有しない土地で、その土地が植物に覆われているか否か、森林境界の石碑の内側か否かに関らず、ツァムド (放牧地) やソクシン (家畜の寝藁用の葉を集めるための共有林) として個人名で登録されている土地を含む全ての土地と水域」⁹ [MOA 1995: 3-e]と定義された。この定義により、耕作地と宅地以外の全ての土地が、実際の樹木の有無にかかわらず「森林」として分類され¹⁰、69年法とは異なり、正規に登録された放牧地を含む全ての放牧地が保護林として森林局の管理対象とされた。

95年法のもと、牧畜民は自らの放牧地に対する開墾や森林伐採の権利を失い、森林を切り開く牧草地の造成も政府の許可なしには実施不可能となった。放牧の権利は基本的には保障されたが、環境上の脆弱性から鑑みて政府や森林局が放牧禁止とした地域については侵入が禁じられ、不法侵入した場合には畜牛の没収と罰金という懲罰が課されることとなった [MOA 1995: 30-a, b, c] ¹¹。このように、牧畜民による慣習的な放牧利

用の方法は、自然保護関連法のなかで徐々に規制の対象となり、人々は放牧地利用における自らの決定権を奪われていった。

ブータンにおいて自然環境保護への取り組みが急速に具体化した90年代後半以降、政府はグローバルに流通する環境破壊の原因論を積極的に取り入れ環境政策へと反映させていたが、森林放牧を「自然環境保護への脅威」とする言説もその一つであった。2002年に出された「生物多様性アクション・プラン (Biodiversity Action Plan for Bhutan 2002)」¹²では、牧畜民による森林放牧は、土壌浸食や生物多様性の喪失を導き、植生の回復を妨げる危険があるとされ、自然環境保護に対する「脅威 (Threat)」として明確に定義された [MOA 2002: 65]。このように、現代ブータンにおける牧畜民の生活は、放牧地の管理をとおして徐々に政府の環境政策の影響下に置かれてきた。

3 ブータン社会における畜牛保有と家畜飼育形態

2006年度の農業省のセンサスによれば、ブータン国内で飼育されている家畜の総数は712,000頭であり、うち45% (320,400頭) が牛で構成されている。農業省は交配を通して土着の牛の品種改良を図っており、現在までに畜牛全体の11%が改良品種となっている。農耕と牧畜を複合的に行う生業形態が一般的なブータン社会においては、全世帯の少なくとも78%が牛 (牝牛、牡牛、または両方) を所有している。他方、標高の高い寒冷地を生息域とするヤクは、家畜総数の4.9% (35,000頭) を占め、世帯総数の2.2%の世帯が比較的独占的に所有している。国内では水牛も飼育されているが、生育地が亜熱帯に限られているため家畜総数の0.3%を占めるのみであり、ブータン南部の1%に満たない世帯が所有している¹³ [MOA 2006]。

家畜の三機能は役畜、用畜、糞畜であるとされるが [篠田・中里 2002: 92]、ブータンにおいて、牛やヤクなどの大家畜は、雄が耕作用の役畜としての機能を担い、雌が哺乳用の用畜としての機能を担う。ミルクから加工するバターとチーズはスジャ (バター茶) やエマダツイ (唐辛子のチーズ煮込) を中心としたブータンの人々の食生活において不可欠である一方、食肉用に牛を飼育していると公言する者はいない。牛肉を食す習慣があるにも関わらず、肉畜としての牛の機能は、おそらく宗教上の理由から、ブータン社会においては特に伏せられている。また、家畜の糞尿については、

水耕や畑作が盛んな地域では収穫後の耕地を利用した刈跡放牧によって直接土壤に還元され、一部で舎飼形態を取り入れている地域では牛舎で集めた糞尿を周辺の森林から集めた落葉と混ぜて発酵させ堆肥にして使われている。しかしながら、牧畜への依存度が高く家畜頭数の大きい地域では多くの場合通年にわたって移動放牧が行われており、糞尿のほとんどが放牧地のある森林地帯の土壤に還元されることとなる。

国内での土地利用状況を見ると、水田、畑地、焼畑地その他の全ての耕作地を含めた農地の総面積が1,158,186エーカーであるのに対して、放牧の目的で使用されている土地の総面積は428,242エーカーと報告されており、国内の生業形態のなかで牧畜は土地利用面積からいっても無視できない存在であった。放牧地はゾンカでツァムド (*Tsamdrog*) と呼ばれ、土地台帳にも同様の名称で登録されている。ブータン国内でも標高の高い地域の放牧地は森林限界を超えているところも多く、ほぼ草地から構成されており、主にヤクなどの高地に適した家畜の放牧地として利用されている。他方、およそ3000メートル以下の地域は主に牛の放牧地として使われており、気候的には標高に応じて寒帯から亜熱帯まで多様で、多くの場合森林から構成されている。

一般にブータンの牧畜民は、南北の標高差を利用して生態環境の異なる地域にそれぞれ放牧地を所有しており、季節に応じて垂直的な移動を繰り返す季節放牧の形態をとってきた。大きな群れを所有する世帯では、数名の成員が代表して牧畜に専従し、各地の放牧地を転々としながら群れと共に生活する。移動型の森林放牧の場合、各世帯間の放牧地の境界は外部の者からは見定めるのが難しいが、基本的にその境界は自然物(山・小川・岩など)を目印としてある程度明確に区切られており、個々のツァムドには土地の特徴にちなんでそれぞれ名前がつけられている。一つの放牧地における放牧期間はツァムドの規模と環境に応じて調節されており、一定期間の放牧を終えると次の放牧地へ移動し、ローテーションでいくつかの放牧地を巡回したのち、植生の回復を待って再び最初の放牧地へ戻る。こうした仕組みのもと、森林内に広がる放牧地では住民自らの責任において持続的な利用が図られてきた。

4 森林放牧をめぐるポリティクス

本節では、トゥムシンラ国立公園内の牧畜村で行ったフィールドワークをもとに、森林放牧と牛の屠殺をめぐる生起する文化の政治を描いていく。調査対象村であるS村は、筆者が2002年の最初のブータン訪問から現在まで毎年継続的な調査を行ってきた地域であり、特に2004年から2005年末までの約1年間のブータン滞在中は、世帯調査を中心とした村落調査を集中的に行った。自然環境保護をめぐる価値の政治は、牧畜村であるS村においては森林放牧と牛の屠殺をめぐる政治へと読み替えられている。ここでは、S村の村民のほか、国立公園のスタッフとして村に駐在している森林保護官、村民の畜牛管理を担う畜産局の駐在員を主要なアクターと考え、村落住民と彼らの間に生起する相互交渉の過程を、政府の各省庁の森林・牧畜政策の動向、および村人の仏教信仰に関連づけながら立体的に描き出していきたい。

4-1 調査村の概要

S村はモンガル県のサリン郡¹⁴に属する村落で、世帯数21、人口278名¹⁵、標高3100mの高地に位置する牧畜村である。モンガル県側の周辺村落の住民の多くがツァンラ (*Tshangla*) およびチョチャガチャカ (*Cho-ca-nga-ca-kha*) を話すなか、S村は北側のブムタン県との県境に近く、住民はブムタン地方の言語であるブムタンカ (*Bumthang-kha*) を話し、生活慣習や生業からみても温暖なモンガルよりも寒冷なブムタンのそれに近い¹⁶。

村人の話によれば、S村はワンチュック王家が1907年に王制を打ち立てた後、東部のモンガル県と中央部のブムタン県をつなぐ流通路上の中継地が不在であったことから、物資運搬上の便利のために新設された村である。王室政府はブムタン側から3世帯の住民を入植させたうえ、人々を国の流通を担う過酷な荷運び労働に従事させた。移住者には労働の代償として周辺の耕作地が下賜されていたが、当初は労役の負担が大きく、各世帯とも農耕に従事する労働力を十分に確保できなかった。しかし、この労役も70年代に村の傍に国道が開通したことにより不要となり、人々は牧畜を生業とする生活へと移り変わっていった。世帯数も他村からの移住者や分家した世帯を含め現在までに全21世帯と拡大した。

S村は標高3780mの峠トゥムシン・ラ (*Ibrumseng La*) から続く尾根

沿いに広がるなだらかな丘陵部に位置しており、家々は針葉樹林の森のなかに盆地状に開けた草地の中央に集落を形成している。村人は以前は小麦やソバを栽培し主食としていたが、現在までにほとんどの世帯(商店を営む1世帯を除く全20世帯)がほぼ完全に牧畜に依存した生業形態をとっており、アクセスのよい自動車道路沿いでチーズなどの乳製品を販売することで現金収入を得て主食となる米や生活必需品を購入している。現在、村で飼育されている畜牛頭数の総計は約490頭であり、その飼料のほとんどを森林放牧に依存している。共同体は現在までにS村周辺の542エーカーの森に対し共有の放牧権を持ち、夏の間の放牧地として利用しているほか、モンガル側の低地にも800エーカーの共有放牧地を持ち、冬の放牧地として使用している。

モンガル側の放牧地のある場所はリンミタンと呼ばれる地域であり、S村の人々が放牧地と耕作地を所有する地区は特にシュッティと呼ばれる。この地の標高は650mと低く、常緑の広葉樹を主とした森が広がる温暖な土地である。自動車を使えば現在はS村から約3時間の距離であるが、二つの村の間には実に2450mの標高差があり、村人が家畜と移動する際には2、3日の行程である。現在シュッティ村と呼ばれるその地域は、シャブドゥン・ンガワン・ナムゲルがブータン統一を果たした17世紀後半に、モンガル地方を統括する行政府としてシヨンガル・ゾンを建設した場所であり、村から見上げる丘の上には現在もその廃墟が残る¹⁷。S村の人々がシュッティに合法的に土地を得たのは1983年のことである。ワンチュック王家の女性親族の一人がシヨンガル・ゾンのある丘の裾野に所有する耕作地のうち40エーカーの土地の譲渡を提案し、S村の村人は合議して共同購入することを決定した。この機を境に、シュッティには小さな石造りの家が建てられ始め、冬の村と呼べるような小さな集落を形成していった。夏と冬で居住村を変えるという現在のS村民による季節移動の習慣は、ブータンの他の地域とは異なり、シュッティ村の形成に伴って過去数十年の間に新たに定着してきたと考えられる。

シュッティの農地は村人間で分配され、購入後15年ほどの間は焼畑地として使われるが、1998年にこの地域がトゥムシンラ国立公園の下に置かれると焼畑耕作に対する規制が厳しくなり、村人は焼畑地を常畑のカムジン(Camzbing)へと転換した。カムジンではトウモロコシなどが栽培されていたが、2002年になると以前の居住者が利用していた灌漑用水路

の跡が村人によって発見され耕作地の約半分で水耕が可能となったことから、村民は用途をさらに変更し水田のチュジン (*Chuzjing*) として再登録している。現在、40エーカーの農地は村の20世帯に2エーカーずつ分配され、各世帯は1エーカーをチュジン、残りの1エーカーをカムジンとして利用している。

また、1998年にはモンガル僧院が所有してきたリンミタン周辺の森に対する放牧権が一般の牧畜民に譲渡されることとなり、S村の村人は再び共同で800エーカーの放牧地に対する放牧権の購入を決めた。これにより、村民は温暖な低地にも十分な放牧地を合法的に確保することになった。現在までにS村の人々は冬の始まりに合わせてリンミタンの放牧地へ組織的に牛を移動させるようになっている。移動の際、村民は放牧圧を分散するため村内の畜牛を均等に二分するよう世帯を二手に分け、異なるルートをとって南の放牧地へと向かう。

こうしてS村の村民は、僧院や王家が所有してきた土地を購入することで、南の土地に水田と放牧地および住居を得て移動農牧と季節的移住を行うという、ブータンの主流社会の人々が伝統的に享受してきた「ゆたかな」暮らしと慣習を、遅ればせながら身につけることとなった。しかし、これと同時期に活発化した国立公園の環境保護活動は、S村の人々の生活様式や慣習を、森林局の思い描く「環境にやさしい」それへと再変容させる力として働きつつあった。

4-2 森林放牧と牛をめぐる状況

森林放牧をめぐるポリティクスを考察するにあたり、S村の村民の生活に関連するアクターとして、①農業省森林局のトゥムシンラ国立公園、②農業省畜産局、③僧侶集団を取り上げ、その政策と活動を紹介する。

4-2-1 アクター1：農業省森林局トゥムシンラ国立公園

ブータンの国立公園では、政府が自然保護を開発に優先すると宣言した90年代以降、自然環境保護に向けた国家的な努力を国内外にアピールするための最も効果的な場として積極的な保護政策が導入されてきた。トゥムシンラ国立公園は、1998年にChir-Pineの森林を中心とした自然生態とそこに生息する希少動物の保護を目的として設立され、世界自然保護基金の直接的な援助資金によって活動が開始された。公園面積は768平方キ

ロ、その境界はブムタン県、モンガル県、シムガン県、ルンツイ県の4県を横断する。

公園の総合管理事務所はブムタン県のウラ郡に建設されており、そこからモンガル県サリン郡にある西地区公園監視員事務所までは車で約5時間の距離だが、S村は両事務所の中間地点にあって行政上孤立しており、長い間森林管理のための法規制が深く入り込むことはなかった。しかし、2004年にはS村に個別に準公園監視員事務所 (Deputy Warden Office) が建設され、森林保護官 (Forest Guard) が1名派遣され常駐しており、彼が村落住民と森林局および国立公園の媒介者となって、村民の日常的な資源利用と生活慣習に対し直接的な規制と管理を行っている。

公園事務所の大目的は園内の生態環境と生物多様性の保存であり、それは人間活動を森林内から可能な限り排除する政策へと向かっている。国立公園を管轄する森林局は、森林への畜牛の侵入が、土壌の踏み固めによる土壌浸食や森林内の土壌に還元されるべき栄養の収奪を帰結すると考えており、公園ごとの個別の政策においても森林放牧は排除すべき脅威として認識されている¹⁸。牧畜を生業とするS村の人々に対しては、放牧圧による森林への負担を軽減するため、森林内での日常的な放牧と季節移動の習慣の放棄を促してきた。その一方で、森林放牧に代替する牧畜形態としては、定住と牧草地の造成に特徴づけられる定着・定住型の酪農牧畜への移行を推進しており、そのための政策として、環境保護プロジェクトの名のもとで牧草地を囲い込む柵用資材 (鉄柱や鉄条網) の提供を行い、同時に、造成された放牧地で飼育可能な数まで畜牛頭数を削減するよう促している。

4-2-2 アクター2：農業省畜産局

国内の全世帯の78%が牛を所有するブータン社会において、畜産局は国民全体の経済発展に大きく寄与する重要なセクターだと認識されている。ブータン国内では牛は肉畜として公に飼育されることはほとんどなく、基本的に搾乳用および耕作用として飼育されている。そうしたなか、畜産局は牧畜の効率化と酪農業の振興を大目的としてきた。

S村に対しては一時期スイスの援助機関であるヘルベタス (Helvetas) が酪農開発プロジェクトを導入し、村落周辺での牧草地の造成が推進されたが継続はしなかった。現在までに、村には畜産局の地方事務所が建てられ専門の職員一名が家族と共に駐在しており、家畜の伝染病対策や牧草や

牧畜形態の「改善」のために様々なプログラムを実施している。畜産局が近年開発計画を通して最も力を入れてきているのは、移動型の放牧形態から定住型の舎飼形態への転換を図り、集約的な搾乳・酪農業を推進しようという「改善策」の導入である。

定住型の酪農業を推進するにあたり、現在の490頭の牛のための飼料はS村周辺に自生する草木のみでは不足であるため、畜産局は段階的な牛の頭数削減と飼料用の牧草地の造成を同時並行で行うことが肝要であると考えている。畜産局の駐在員は現在、生産性が高く大型のヨーロッパ種の牝牛（ブラウン・スイス）を1頭S村に導入し、村の代表者に飼育させて在来牛との交配を試みている。駐在員は村人に対して、交配の目的を「在来牛の生産性を高める」ことだと説明する。現在、畜産局は二つの方向から村人の所有する家畜の頭数削減を試みている。一つは搾乳可能な牝牛のほか、繁殖用と耕作用に必要な数頭の牝牛以外の牛は「不必要な牛」として、選別し、処分させようとするものである。そしてもう一方が、上述したように、外来のブラウン・スイス牛との交配によって1頭当たりの生産性を高めて、全体の必要頭数を減らそうとの試みだ。

4-2-3 アクター3：仏教僧

上述の二つのアクターとは別に、近年ブータンでは国の僧院機関（主にドゥルック派）あるいは独立した私設の僧院集団（主にニンマ派）から派遣された僧侶が遠隔地の村落を巡礼しつつ説法を行っており、この巡礼僧がS村に関するもう一つのアクターとなっている。それらの巡礼僧の大目的は「正しい」仏教教義を広めることにあるが、村人に対する最も分かりやすい教えとして、しばしば殺生の罪深さが説かれることになる。その際に村民にとって最も身近な例として持ち出されるのがブータンの農村部で行われている養豚の習慣だ。

僧侶たちは、搾乳目的ではなく純粹に食用のために育てて殺すという養豚の習慣が仏教的にみて大きな罪だということを人々に説き、その習慣を放棄するよう促してきた。ブータンの農村部では古くから土地の自然神に向けた祭祀の際に豚を供物として捧げる習慣があり、豚肉は共同体の平和と繁栄を担保するものと考えられてきた。しかしながら、仏教僧たちはそれらの習慣を後進的で野蛮であり仏教教義に反するものとするすることで、人々のなかに殺生に対する忌避感を植えつけようと試みてきた。

チベット仏教をブータン国民の精神的・文化的基盤として位置づけ、国教として制度化を図ってきた政府および中央僧院の試みに加え、こうした仏教僧らによる長年の試みにより、ブータンの村落社会では、あらゆる生き物の殺生を忌避することで「よき仏教徒」であろうとすることが強く意識されるようになっていく。過去10年以内に養豚の習慣を放棄した村は多く、既に放棄した村でも過去の養豚やその他の動物の供犠を自分たちの習慣として他人に語ることに大きな躊躇をみせている。たとえその変化が数年前であっても、多くの村人は「以前はそういうこともあったが、ずっとずっと前からもう止めている」と語るのだ。つまり、現代ブータンにおいて養豚や供犠を含む屠殺の習慣は、それが自分たちにとって既に「過去」であることを前提にしか語りが発生しない状況となっている。

4-3 「自然環境保護」とは牛を殺すこと

上述の森林局と畜産局というそれぞれ異なるアクターによって導入されている主要な政策を概観すると、究極的な目的は二つの方向に収斂していく。その一つは、在来牛の頭数削減であり、そのための「不必要な牛」の選別と処分へと向かう流れである。もう一点は、人々に移動型の生活様式を放棄させ、人と家畜を管理可能な人口として定住化させようとの試みである。

畜産局はブラウン・スイスとの交配を進めて生産性の向上を図ることで漸進的な頭数削減を促す一方で、群れの中から「不必要な牛」を選別して処分するよう村人たちに対して直接的に働きかけてきた。そして、トゥムシンラ国立公園もまた過放牧の危険を避け森林への負担を軽減するために村人に頭数削減を呼びかけてきた。

しかしながら、この政策の推進は大きな困難を伴っていた。その理由の一つは、この地域では畜牛頭数の大きさが直接的に世帯の経済力を示しており、それが象徴資源としての機能を果たしてきたことにある。S村のように牧畜への依存度が高い村々においては特に牛の頭数が多い世帯ほど豊かであると考えられる傾向は強く、長年にわたって大きな群れを保持してきた世帯ほど容易に手放そうとはしなかった。ミルクを加工して作る自家製バターとチーズの販売をほとんど唯一の現金収入源とする一方、群れ全体に占める乳牛の割合が1割に満たない世帯も多かったが、村人はそうした状況に対して何の疑問も持たずにいた。

そして、もう1点は、国立公園や畜産局がこぞって使う「不必要な牛」

という概念そのものが、村人の多くにとって新しく異質な概念として認識されたことによる。従来、S村で牛の頭数調整が必要な場合は、隣村や季節移動先の顔見知りの間での交換や譲渡によって調整が図られ、譲渡先での用途も耕作用や搾乳用あるいは繁殖用であること、つまり食肉用ではないことが暗黙の前提となってきた¹⁹。そうしたなか、畜産局と森林局によって行われている牛の絶対数の削減を目的とした不必要な牛の選別・処分の推進は、村人にとっては牛の屠殺を意味するものとして認識されたのである。

ブータンの牧畜民にとって、牛は最も愛着のある家畜の一つである。S村の男性の1人は、国立公園の頭数削減策を前にして「牛は私たちの母であり、子供のようなものであるのに、一体どうやったら殺せるというのか」と困惑した様子で語り、また別の女性は、外来牛との交配計画にふれて「ブラウン・スイスはいい牛かもしれないが、それが入ってきたら私たちの牛はどうになってしまうのか」と語った。森林保護官や畜産局の駐在員は、経済的・環境的な側面から不必要な牛を処分するよう啓蒙しつつも、牛を村民の手で屠殺するように強制することはできず、処分するということが屠殺につながるという事実さえも、直接的に言及しようとはしない。しかしながら、村人はそれらの不必要な牛の処分と屠殺とが密接に結びつくことをはっきりと認識していたといっただろう。

森林保護官が自然保護の名の下に導入するこれらの政策により、S村の村民にとって「自然環境保護」とは、不必要な牛の処分、つまり「牛を殺すこと」と同義に考えられるような状況となっている。こうした一連の状況のなか、第3のアクターとして取り上げた仏教僧たちは、殺生の罪深さを説き広めることで家畜の屠殺に対するさらなる忌避感を人々の中に醸成しており、不殺生を貫きたいとする村人にとって、「自然環境の保護者」となることは「よき仏教徒」であることと二律背反する価値としてあらわれていた。

4-4 牝牛と出家僧

畜産局と国立公園の協力の下、S村に導入されたブラウン・スイス牛は現在、村の代表のD氏によって飼育・管理されている。このブラウン・スイスの牝牛と在来牛の牝牛との交配は、同じ柵内に入れて自然な交尾による交配を待つ形で行われているが、2005年の調査時、既に数ヶ月間の試行期間を経たにも関わらず、牝牛は一向に在来牛の牝牛に興味を示さず、

交配は成功していなかった。そうしたなか、S村の村人の中にはこれを揶揄し、このブラウン・スイスの牡牛に対し、異性との性交を禁じられた仏教の出家僧を意味する「ゲロン (Geylong)」という呼び名を献上する者が出はじめていた。そして彼らは、畜産局の駐在員のみならず森林局員に対しても、「交配が成功しないのは牡牛の前世²⁰がゲロンであるからにちがいない」と、冗談半分に訴えはじめたのだ。

しかしながら、村人が必ずしも畜産局や森林局の意図に従って外来牛と在来牛との交配を望んでいたわけではなかった。森林地帯を横断し、急峻な山岳地帯を縦横に移動する移動放牧は、長距離移動に耐えられる小型で足の強い在来牛の存在なしには実現しない。ブラウン・スイスとの交配牛が欲しいかという私の質問に対して、直接の答えではなく「ブラウン・スイスは足が遅くて遠くまで行けない」と語る村人たちは、ブラウン・スイス牛との交配によって牛が大型化し、在来牛が持つ環境適応的で移動に適した特性を失わせる可能性を十分に認識していた。外来牛との交配は、生産性を高める一方で、移動に適さない牛を増やして移動放牧を実質的に不可能にするという目的と表裏一体の政策であった。動けない牛を抱えれば、群れを山から山へ移動させ続けることは困難になる。そして、それはそのまま牧畜の舎飼形態への移行と牧畜民の定住化を意味していた。

外来牛との交配の成功が1頭当たりの生産性の向上を導くと同時に移動放牧の放棄を促す状況において、S村では数名を除いて自ら積極的に外来牛の獲得に乗り出す者は少なかった。そうしたなか、村人は繁殖用の外来牛を出家僧に例えて語ることで、答えを出すべき主体が交配を担う外来牛自身にあるかのようにふるまい、村人自らの決定権を保留しようとしている。

4-5 牛の屠殺をめぐるポリティクス

このように、S村ではもともと慣習的に牛を食肉用に売ることが忌避される牧畜村の文化的土壌があるなかで、巡礼僧たちの説法によって殺生が仏教に対する背信行為だと考える風潮が高まりをみせていた。そうしたなか、畜産局と森林局による畜牛の頭数削減政策はほとんど機能せず、牛の頭数調整の方法も近隣の村民との交換や譲渡という従来からのやり方が踏襲されており、譲渡先の用途も食肉用ではないことが暗黙の前提となっていた。しかしながら、このような前提が覆されるような出来事が2006年

秋にS村の人々と他村の人々との間に生じた。

それは、S村内の1世帯の住民Aが、所有する牛を「シャルチョッパ」に譲渡した際に、その場で肉畜として解体処理され売買されたことを契機に起こった。上述したように、S村の牧畜民は畜牛頭数の調整が必要な場合は、隣村や冬の放牧地の周辺に居住する農牧民との交換あるいは譲渡をとおして行われていた。シャルチョッパはブータン国内で東ブータン人一般を指す言葉として使われるが、この際、S村民がシャルチョッパとして定義した人々は、彼らにとって顔見知りや隣人ではないタシガン県などの東端の県の出身者を指していた。

S村民の1人がシャルチョッパに牛を譲渡し、その牛が屠殺された事実は村内や郡内に即座に広まり、S村の属するモンガル県知事の耳にすることとなった。そして信仰心の篤いことでよく知られたこの知事は、宗教上の観点からただちに県民に対して「シャルチョッパ」への牛の譲渡を禁止する条例を出した。この条例は、地方行政の長である知事が食肉目的での牛の売買を宗教心とモラルに反する行為と位置づける公式の通達を出したことを意味していた。また、こうした経緯は同時に、S村とその周辺の村民に、シャルチョッパの牛買いが屠殺業者と同義であるとする思考回路を強く埋め込むことになった。

県知事によるこうした条例の交付は、S村にもともとあった屠殺の忌避に対する合意を、村民の間で再確認し、さらに強化する作用をもたらすこととなり、当の村人Aは村民間での合意の再確認に呼応するように、その直後に牛を譲渡した際の売上金を使って自ら村で屠殺された牛の供養を執り行うことを決めた。そうした供養をとおして、Aは自身が牛を殺されることを知りながら金銭目的でシャルチョッパの牛買いに売ったのではないこと、そして同時に自身がよき仏教徒であることを、共同体の成員や郡下の住民、ひいては県知事に対しても証明しようと試みたのである。

これと同時期、別の村人BがS村の共同の寺に対してチョルテン（仏塔）を寄贈したいと申し出ていた。この村人は、牛の屠殺をめぐる一連の出来事が起こる以前に、自身の所有していた牛十数頭を処分していた。彼はこの時期、S村と郡の開発委員会（GYT）の間で連絡係を担うツォクパ（村代表）の役についていたこともあり、畜産局が導入した繁殖用のブラウン・スイスの牡牛の飼育・管理を引き受けていた。そしてブラウン・スイス牛を引き受ける際に、自らの家畜の群れから数頭の乳牛のみを残し全ての「不

必要な牛」を売却し、季節移動の習慣も放棄して定住的に居住することを選択した。つまり、B氏は、屠殺をめぐる出来事が起こるまで、頭数削減と定住化の方針において畜産局と森林局にとってS村で最も理解ある協力者として振舞ってきたといっただろう。

畜産局と森林局が頭数削減を促すなか、S村民は容易には説得されてこなかったが、ツォクパであるB氏が農業省に全面的な協力姿勢をとり始めると、村内でも「不必要な牛」を処分して政策を受け入れることで得られる経済的な利益の有無が真剣に考えられるようになっていった。しかしながら、東ブータン人に譲渡された牛が屠殺・解体される出来事が知られ、県知事による公式見解が出されると、「不必要な牛」の処分をめぐる起こっていた村人への価値の揺れは「よき仏教徒」であろうとする方向へと急速に収斂していく。そうしたなか、B氏は自身の牛の譲渡先が隣村の酪農家である（つまり屠殺業者ではない）と主張していたにも関わらず、チョルテン建設のための費用を負担すると申し出ることとおして、自らがよき仏教徒であることを村人に再承認されたいと願ったのである。

B氏は一面において政府の政策を受け入れ協力することとおして、政府の描く従順で理性的な国民であろうと努めてきた。しかし、村落共同体のなかで、森林局や畜産局の推進する牛の頭数削減が牛を殺すことにつながり、それが不殺生という仏教の教義に悖ることが公的に認知されるようになると、彼自身の価値もまた共同体で生成された価値によって大きく揺さぶられ、ゆり戻されていった。

他方、モンガル県知事による一連の対応をみた農業省の大臣は、その年の秋に行われた会合で全国の県知事を招集し、彼らに対して農業省が推進する畜牛の削減を妨げる条例を出さないよう牽制した。こうした対応と同時に、農業大臣は畜産局の下に「育成センター」を設立させ、その施設に村人から「不必要な牛」を回収して集め、村人に対しては供出した牛数頭に対して乳牛1頭を供与するという試験プロジェクトを開始した。この育成センターの名目上の目的は牛の繁殖とされるが、担当官の話しによれば、実際に回収された後の牛の用途は決まっておらず、恐らくその多くは食用にまわされ屠殺されることになるだろうということだった。つまり、このプロジェクトは、育成センターを通すことで不必要な牛の処分過程を人々の目から覆い隠して不可視化し、牧畜民が抵抗感や罪悪感を抱くことなく〈快適に〉頭数削減を行えるように考えられたシステムだといえる。

人々の間にある畜牛の売買や屠殺に対する強い抵抗感とよき仏教徒であろうとする実践が頭数削減計画の推進を困難にするなか、畜産局は村人が「知りながら殺生に加担する」という状況を避けられるよう、育成センターというブラック・ボックスを作ることで政策的な目標の達成を試みようとしている。

この事例に現れるように、ブータンの環境保護政策は、それを推進する担い手も、受け手の村民も決して一枚岩ではなく、複数の多元的なアクターが参加する個々の価値の交渉のアリーナとして立ち現れる。そして、現代ブータンにおける自然環境保護とは、ブータン政府が言説化してきたように、仏教信仰と調和した形で自立的に存在するのではなく、多元的な価値の連関と交渉の過程の総体として立ち現れているといえるだろう。

5 おわりに

大乘仏教に基づく仏教伝統と環境主義とを国民文化とし、自然環境を守り育てる正しい仏教徒であることを「ブータン人」の自画像として描いてきた現代ブータンの政治の中で、環境と仏教という二つの価値は相互補完的であると位置づけられてきた [宮本 2007]。国土の6割以上を森林として維持し、約3割を自然保護区に指定するブータン政府の積極的な環境保護政策は国際社会においても高く評価されてきたが、そうした環境政策に実効性を持たせてきた要因は国民自身が持つ高い環境意識であるとする説も同時に広く定着してきた。そして、人々の環境意識の思想的背景は、国教である大乘仏教の教義や各地の自然神崇拜に求められてきた。

自然環境保護を仏教信仰と結びつける語りは開発計画の理念的背景として政策文書に記述され政府高官や国王によって繰返し語られることで言説化してきたが、その開発理念や国民像は政府内部の個々の部署や末端の公務員たちに必ずしも共有され個々の政策決定において配慮されているわけではなかった。自然保護区の管理を担う森林局の政策でも同様であり、個別の環境プロジェクトにおいて仏教信仰や地域の文化伝統・慣習への配慮が反映されることは稀である。反対に、自然保護区の管理に端的に反映されるのは、ゾーニングや保護法など国際環境NGOや欧米諸国が援助をとおして持ち込む保護区管理の理念と枠組み、あるいは焼畑や森林放牧を環境保護への脅威とするような環境破壊の原因論である。

本稿で考察した事例では、森林局と国立公園は森林破壊と生物多様性の減少を防ぐという目的の下、牧畜村の住民に畜牛の頭数削減と森林放牧の放棄を求めている。同時に畜産局も、在来牛から外来牛への入れ替えと定住型の酪農形態への移行を推進していた。森林内から家畜を排除し、柵に囲われた人工の牧草地での集約的な酪農形態への転換を迫る森林局および畜産局の政策は、自然と人間活動を分離して個別に管理するゾーニングの枠組みと、集約的で効率的な経済活動として牧畜の再構成を求める市場経済の思考、自然から人間活動を排除することで「手つかずの自然」の回復が可能であると考え、それを保存することに価値を見出す西欧的自然観とから跡づけられる。

他方で、環境保護の名のもとに畜牛の頭数削減を迫る政策は、畜牛の売却あるいは譲渡による間引きを求めるものであり、対象の牧畜村の人々にとっては「母であり子である」牛を間接的に殺すことを意味していた。折しも仏教僧が布教に歩き、「シャルチョッパ」による牛の屠殺の衝撃が群下の村々に残る状況で、調査対象村の社会では不殺生の戒を守ることで正しい仏教徒としての信頼を勝ち得ることが共同体の成員として重要な価値であると認識されるようになるなか、村人にとって牛を殺すことは「よき仏教徒」というあるべき自画像からの大きな乖離を意味したのである。

S村の事例では、生態環境保護のために森林放牧の放棄を促す環境政策は、森林局と畜産局が足並みを揃えることにより、集約的な酪農牧畜形態への転換を促す経済政策の一環として作用していた。森林局は、移動型の森林放牧を定住型の牧畜形態へと移行させることで、森林を放牧庄から守ると同時に村人の経済発展を可能にすると考えており、定着牧畜の生活様式は環境負荷の少ない「環境にやさしい生活」として位置づけられた。しかし、S村の住民の多くにとっては、先行きの不透明な経済開発計画に同調するよりも、「不必要な牛」の飼育を継続し殺生に関与しないことによって、自らの精神的な充足を得られる「よりよい生」を獲得したいと願ったのである。

自然環境保護が普遍的な「正義」としてグローバルに価値づけられるなか、それは時に反論を許さない強権として働き、人々の生活を規制する。しかしながら、国立公園の事例にみたように、ブータンの村落社会に生きる人々はゾーニングや環境保護言説などのマクロな構造によって一方的に規定される単なる客体ではない。政府の個々のアクターが持ち込む環境政

策は、常に共同体の側からの問い直しや再解釈の働きかけにさらされている。

複数の行為主体間で行われる価値の交渉過程は、社会内部に築かれた静的な秩序構造を修正・転換し、村人を能動的な主体へと転換する契機を含むものである。「牛の屠殺」をめぐるポリティクスは、村人が仏教信仰という価値を味方につけて環境保護というグローバルな価値との交渉を試みる過程であると同時に、政府によって描かれた「環境にやさしい生活」あるいは「正しいブータン人」像に対する、人々からの問い直しと再構築の過程であるといえるだろう。

註

- ¹ ブータン政府によれば現在5500種の植物と165種の哺乳類と770種の鳥類がいるとされている。
- ² ホットスポットとは、「地球規模での生物多様性が高いにも関わらず、破壊の危機に瀕している地域」のことであり1988年にイギリスの生物学者ノーマン・マイヤーズ(Norman Myers)が優先的に保護・保全すべき地域を特定するためのコンセプトとして提唱したものである。2000年に25ヶ所がホットスポットに指定され、その後、現在までに合計34ヶ所となっている。http://www.conservation.or.jp/Strategies/Hotspot.htm.
- ³ 「地球大賞」(2005年)は環境を開発計画の中心にすえて、環境の保護とその持続可能な利用を重視してきたブータンの取組を評価するとして、国連開発計画よりジグメ・センゲ・ワンチュク国王とブータン国民に対して贈られた。審査団は、森林面積と保護区の面積が突出していることを取り上げ、「環境におけるすぐれた実績」を称賛した[IGEF 2006: 104]。
- ⁴ 「ポール・ゲッティ野生生物保護賞」(2006年)は、世界自然保護基金(WWF)が組織する環境保護に関する世界でも最も権威ある賞の一つであり、2006年にブータンのジグメ・センゲ・ワンチュク国王に対して贈られた。WWFによれば、国王の指導力こそが、「ブータンの環境における持続可能性を守り、環境保全に実質的・建設的な影響を及ぼす政策と法律の制定につながり、世界に対しても範を示した」とのことである。賞には、環境保全に関する研究プログラムを支援するための20万米ドルの賞金が含まれる[IGEF 2007: 21]。
- ⁵ 例えば本林 [2006: 74]、今枝 [2008: 128]、五木 [2007: 70, 193] 等の記述を参照。
- ⁶ Thinley [1994] 等を参照。ブータン政府の森林政策および環境政策の変遷についての分析と、「自然環境保護」の「国民文化」化のプロセスの分析については[宮本 2004]を参照のこと。
- ⁷ ブータン政府の政策文書(国籍法や婚姻法および5ヶ年開発計画)の分析からみた「ブータン人」像の形成とその変遷については[宮本 2007]に詳しい。また、国語としてのゾンカ教育の現状に関しては[宮本 2006]を参照のこと。
- ⁸ Government Reserved Forestの訳。インドの森林法においては、政府林(Government Forest)は、利益権規制の強い保留林(Reserved Forest)と、より緩やかな保護林(Protected Forest)とに分類されているが[吉住 2002]、ブータンではこうした分類はみられない。

⁹ ()内は引用者による補足。

¹⁰ ただし、第9項によると、「王室政府は、1979年土地法のセクション6.8と6.9に一致する場合、そのような行動が公共の福祉と安全を守り、主要道路沿いの地滑りを防ぎ、重要な分水嶺を維持し、野生の動植物を保存し、景勝地を守り、その他の関係する目的のために必要であると考えられる場所において、いかなる私有地も政府保護林として宣言することができる。そうした宣言に際しては、全ての場合において、王室政府は金銭的な保証か代替地の土地権を提供する」とされ、たとえ私有地であっても、政府が環境保全や公共の福祉のために必要と判断した場合は、補償金や代替地と引き換えに接収し、保護林とすることができるとした。

¹¹ 1995年法の第30項の全文は以下である。「農業省は政府保護林内における放牧を、以下の所定の状況を条件として規制する規則を發布する」[1995: 30-a]。「(森林)局の長が、政府保護林内の土地が土壌浸食やその他の環境破壊によって痛められていると結論した場所は、地方政府の関係当局と協議した後に、そのような土地での放牧が指定の期間中止されるか、または指定の状況の下でのみ許可されるよう命じる」[1995: 30-b]。「合法的に放牧禁止とした保護林に不法侵入した牛は、造林、再生および取水地域に損害を与えているとみなされて没収され、農業省によって規定された適切な罰金が課される」[1995: 30-c]。

¹² 2003年にNature Conservation Division によって発行された*Vision and Strategy for the Nature conservation Division 2003*にも同文が転載されており、こうした言説は森林局や国内の環境NGOにとっての共通認識として再生産され続けている。

¹³ このほかに、豚も幅広く飼育される家畜の一つであり、食用目的で41,400頭(家畜総数の5.8%)が裏庭等で飼育されており、現在も農民世帯の約38%が自家消費用に養豚を行っている。また、農民世帯の42%が羊またはヤギを飼育しており、66%の世帯が養鶏を行っていると考えられる。

¹⁴ サリン郡の総面積462平方キロであり、全11村、総世帯数292世帯から構成される [MD 2002: 1]。2005年の人口調査によれば郡の総人口は2,110名 [OCC 2006: 74]。

¹⁵ 人口は2005年に筆者が全戸調査を実施した際の数字である。戸籍簿には村外の居住者も多く含むため、聞き取り調査により実際の居住者のみをカウントした。

¹⁶ プータンの言語分類と分布域については [Driem 1998: 1-37] に詳しい。

¹⁷ ゾンとは行政府と僧院とが一体となった城砦型の建築物。シャブドゥンの時代に地域の統治と防衛のため行政府兼僧院としてプータン各地に建設され、現在も同じ様式の建物が県庁として使用されている。シヨンガル・ゾンには以前はこの地域の行政府が置かれていたが、その後、県の中心は東側に移り、新たにモンガル・ゾンが建設された。それ以降、シヨンガル・ゾンは廃墟となっていたが、現在は観光資源として再利用する案が浮上中である。

¹⁸ 例えば、トゥムシンラ国立公園の観光客向けのパンフレットにおいても、公園内での森林放牧が国立公園の自然資源に対して重大な悪影響を与えるものであることが明記されている。しかし、ローダーによれば、プータンでは家畜の糞尿を通して森林が育成されてきた可能性があり、森林放牧を含む複合的な生業形態は、地味の小さい山岳地域でも化学肥料を利用せずに一定の収量を確保することを可能としている [Roder 2002]。つまり、プータン国内では家畜の森林放牧を自然環境破壊の要因とする根拠は十分には証明されていない。しかし、こうした見解が実際の森林政策や環境政策には反映されることはなく、政府と森林局は現在までグローバルな環境言説に大きく支配されているといえる。

¹⁹ プータン国内の他の多くの牧畜村と同様に、S村でも牛肉は食すが、常食というよりは祭りや

法要および来客の際などに限られる。多くは老衰や事故で畜牛が死んだ際にそれらを解体し乾して貯蔵していたものである。

²⁰ ブータンの人々が信仰するチベット仏教では輪廻転生の思想が共有されており、前世について語ることは一般的であって、特に奇異なことではない。

参考文献

- Driem, Geogr van., 1998, *Dzongkha*, Rearch School CNWS, Leiden University.
- 五木寛之、2007、『21世紀仏教の旅—ブータン編—』、講談社。
- 今枝由郎、2008、『ブータンに魅せられて』、岩波書店。
- Institute for Global Environmental Strategies, 2006, *2005 Top News on the Environment in Asia*, Japan.
- Institute for Global Environmental Strategies, 2007, *2006 Top News on the Environment in Asia*, Japan.
- Ministry of Agriculture, RGoB, 1974, *National Forest Policy of Bhutan 1974*.
- Ministry of Agriculture, RGoB, 1995, *Forest and Nature Conservation Act of Bhutan 1995*.
- Ministry of Agriculture, RGoB, 2002, *Biodiversity Action Plan for Bhutan 2002*.
- Ministry of Agriculture, RGoB, 2006, “Livestock population”, *RNR Census*. (http://www.moa.gov.bt/moa/census/census_lipopulation.php)
- Ministry of Trade, Industries & Forests, RGoB, 1969, *The Bhutan Forest Act 1969*, Thimphu: Royal Govt. Press.
- 宮本万里、2004、「現代ブータンにおける森林政策の変遷と環境保全体制の成立」、『アジア・アフリカ地域研究』、4-1、86-110頁。
- 宮本万里、2006、「ブータンの近代教育制度の開発にみる教育計画の変遷：教育の国産化へ向けて」、『現代アジアの教育計画（上）』、学文社、162-181頁。
- 宮本万里、2007、「現代ブータンにおけるネーション形成—文化・環境政策からみた自画像のポリテクス—」、『人文学報』、94、77-100頁。
- Mongar Dzongkhag, RGoB, 2002, *Saleng Gewog Ninth Plan 2002-2007*.
- 本林靖久、2006、『ブータンと幸福論—宗教文化と儀礼—』、法藏館。
- Nature Conservation Division, Department of Forestry Services, MOA, RGoB, 2003, *Vision and Strategy for the Nature Conservation Division 2003*, Thimphu.
- Office of the Census Commissioner, RGoB, 2006, *Result of Population and Housing Census of Bhutan 2005*.
- Roder, W., Gratzner G. and Wangdi K., 2002, “Cattle Grazing in the Conifer Forests of Bhutan”, *Mountain Research and Development*, 22-4, pp. 368-374.
- 篠田隆・中里亜夫、2002、「家畜飼育の変動と環境」、柳澤悠(編)『現代南アジア4—開発と環境—』、東京大学出版会、79-98頁。
- Thinley, Jigmi Y., 1994, “Bhutan: A Kingdom Besieged”, in Michael Hutt(ed.), *Bhutan: Perspective on Conflict and Dissent*, Scotland: Kiscadole Ltd.
- 吉住知文・長嶺涼子、2002、「森林開発と環境」、柳澤悠(編)『現代南アジア4—開発と環境—』、東京大学出版会、105-133頁。

要旨

キーワード

ブータン、自然環境保護、牧畜民、屠殺、仏教

本論考では、ブータンの国立公園内の牧畜村で実施した現地調査をもとに、環境政策と森林放牧、牛の屠殺と仏教信仰をめぐって生起する価値の政治について考察する。森林放牧を環境破壊の原因とするグローバルな環境言説の影響の下、近年のブータンでは牧畜民による季節移動や森林放牧の習慣が「自然保護への脅威」として規制されつつある。森林局が森林への負荷を軽減する目的で畜牛の頭数削減を迫り、畜産局が定着型の酪農形態への転換を推進するなか、村民は「環境にやさしい生活」のために「牛を殺すこと」を余儀なくされている。政府がチベット仏教信仰に内在する自然観を根拠に環境保護を「ブータン人」の属性として位置づける一方で、個別の環境政策においては「よき仏教徒である」ことと「環境にやさしい」こととは乖離する様相を呈していく。本論は「自然環境保護」あるいは「環境にやさしい生活」に対する解釈の重層性を示すとともに、政府の描く理想の「ブータン人」像に対する人々からの多元的な問い直しの過程と、新たな自己像の再構築へ向けた営為とを描き出そうとするものである。

Summary

Cultural Politics of Forest Grazing and Cattle Slaughtering: Environment Policy and Pastoralists in a National Park in Bhutan

Mari Miyamoto

keywords: Bhutan, Environmental Conservation, Pastoral people, slaughter, Buddhism

This paper describes cultural politics on the concept of “Environmental Conservation” in contemporary Bhutan through a case study of a pastoral village within a national park, where the practice of forest-based cattle grazing and migratory livestock farming has been restrained for the last few years by the government in the name of environmental conservation. On the one hand, the government has put restrictions on the people’s forest resource use, and on the other, it has encouraged villagers to decrease the number of their cattle and transform their lifestyle from one centered on migratory livestock farming to a sedentary one. Since there is no efficient way to reduce the number of cattle except through slaughter, the government

policy implies that people will, albeit indirectly, be forced to send their cattle to the slaughterhouse. Currently the people of this pastoral village face the difficult situation of having to choose whether to be a better Buddhist by not killing cattle or a better environmentalist by sending their cattle to slaughter. In contemporary Bhutan, although the government has insisted that environmental ethics are intrinsically included in the thought of Mahayana Buddhism and cannot be separated, actual conservation policies do not allow them to be ideal Buddhists. This case study shows us the possibility of multiple interpretations of “environmental conservation”, and highlights the people’s attempts to reevaluate and reconstitute their own self-portraits based on the government’s ideal of “being a good Bhutanese citizen”, in which the country’s Buddhist tradition and environmental concerns coexist.